

令和9年度

こども園・保育園

入園申込みの手引き

この手引きには、入園申込みに係る必要書類、申込み後の流れ等について記載していますので、内容をよく読んでいただき、ご不明な点はお問い合わせください。



< 令和9年度 年齢別クラスの内訳 >

クラス	生 年 月 日
0歳児	令和8年4月2日 ~
1歳児	令和7年4月2日 ~ 令和8年4月1日
2歳児	令和6年4月2日 ~ 令和7年4月1日
3歳児	令和5年4月2日 ~ 令和6年4月1日
4歳児	令和4年4月2日 ~ 令和5年4月1日
5歳児	令和3年4月2日 ~ 令和4年4月1日

～ 伊豆市 ～

～ もくじ ～

- 1 令和9年度4月1日入園について・・・・・・・・・・P2
- 2 令和9年度5月以降入園について・・・・・・・・・・P2
- 3 継続申請について・・・・・・・・・・P3
- 4 広域利用について・・・・・・・・・・P3
- 5 申請に必要な書類・・・・・・・・・・P4
- 6 利用調整（入園調整）・・・・・・・・・・P5
- 7 教育・保育給付認定制度とは？・・・・・・・・・・P5
- 8 保育が必要な事由とは？（父・母）・・・・・・・・P6
- 9 保育の必要量（標準時間認定、短時間認定）とは？・P7
- 10 保育時間・・・・・・・・・・P7
- 11 保育料について・・・・・・・・・・P8
- 12 給食費について・・・・・・・・・・P9
- 13 入園の流れ・・・・・・・・・・P10
- 14 入園後の各種届出について・・・・・・・・・・P11
- 15 施設の紹介（保育園・認定こども園）・・・P12、P13

1 令和9年度4月1日入園について

① 申請書配布

配布期間：令和8年10月5日（月）～

配布場所：子育て支援課（生きいきプラザ2階）、各園、各支所

② 受付

《1次受付》

受付期間	令和8年11月4日（水）～令和8年11月27日（金） ただし、閉庁日は除く
受付場所	子育て支援課（生きいきプラザ2階）、各園
対 象 者	4月新規入園・転園

《2次受付》

受付期間	令和8年12月1日（火）～令和9年2月5日（金） ただし、閉庁日は除く
受付場所	子育て支援課（生きいきプラザ2階）、各園
対 象 者	求職活動、育児休業から職場復帰される方、および1次受付以降に申込みされた方

※育児休業から復職する場合は、就労証明書に復職日の記載が必要です。

2 令和9年度5月以降入園について

5月入園以降は、毎月15日を締め切りとし、随時調整を行います。

（15日が土・日・祝日の場合は前開庁日になります。）

入園対象月	受付期間	
4月入園	11月4日 ～ 2月5日	1次・2次受付 ※上記参照
5月入園	2月8日 ～ 4月15日	随時申し込み
6月入園	4月16日 ～ 5月14日	
7月入園	5月17日 ～ 6月15日	
8月入園	6月16日 ～ 7月15日	
9月入園	7月16日 ～ 8月13日	
10月入園	8月16日 ～ 9月15日	
11月入園	9月16日 ～ 10月15日	
12月入園	10月18日 ～ 11月15日	
1・2・3月入園	11月16日 ～ 12月15日	

※入園後、籍替え（教育⇔保育）や保育時間の区分変更などの申請も上記と同様です。

※当初申込み以降は、受入れ可能数に空きがある場合のみ利用調整をします。

3 継続申請について

申請書配布	配布期間：令和8年10月5日（月）～ 配布場所：在籍園より配布されます。
申請期間	令和8年11月4日（水）～令和8年11月27日（金） ただし、閉庁日は除く
申請場所	在籍園もしくは子育て支援課、マイナポータル
必要書類	<u>P4②継続</u> をご確認ください。

※継続申請に限り、マイナポータルでの申請が可能です。
詳細は右記二次元コードよりご確認ください。



4 広域利用について

①伊豆市に住所があり、市外の園を利用したい場合

・転出予定がある場合	
申請方法	申請方法は市町によって異なります。対象市町にご確認ください。必要があれば、伊豆市から書類を送付して申込みをします。 その場合、発送処理には時間を要するため、 <u>申込先市町の受付期間や、独自に必要な書類等</u> はご自分で確認し、 <u>締切り2週間前までには伊豆市へ提出してください。</u> 利用調整は申込先市町で実施し、その結果を、伊豆市を通じてお知らせすることになります。（先に転出届を済ませた場合は除く。）
・転出予定がない場合（就労先がある、里帰り先など）	
申請方法	申込先の市町に伊豆市から書類を送付して申込みをします。 発送処理には時間を要するため、 <u>申込先市町の受付期間や、独自に必要な書類等</u> はご自分で確認し、 <u>締切り2週間前までには伊豆市へ提出してください。</u> 利用調整は申込先市町で実施し、その結果を、伊豆市を通じてお知らせすることになります。

②伊豆市に住所は無いが、伊豆市内の園を利用したい場合

・転入の予定がある場合	
申請方法	伊豆市に直接申請していただいて構いません。（書類持参が基本となります。難しい場合はご相談ください。） <u>申請には、「転入誓約書」および「売買契約書・賃貸借契約書の写し等」が必要になります。</u> <u>また、申請時点で他の園に在園している場合は、必ず在籍園もしくは居住地の保育担当課へ退園の旨を連絡してください。</u> ※申請書類の郵送は行なっていません。直接取りに来ていただくか、HPよりダウンロードをお願いします。
・転入の予定がない場合（伊豆市で就労している、伊豆市に里帰りするなど）	
申請方法	住所のある市町に申請してください。居住市町を通して申請していただきます。 調整は伊豆市で行ない、結果は居住市町を通じてお知らせします。

5 申請に必要な書類

①新規

《こども園（保育部）・保育園》

・ 特定教育・保育施設利用申込書兼児童台帳	園児1人につき1枚
・ 子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書	園児1人につき1枚
・ 就労の場合…就労証明書 2枚（父親1・母親1）	※保育が必要な事由によって必要な書類が異なるためP6を参照ください。
・ 伊豆市こども園・保育園入所申込児童の状況票	1枚に2人まで記入できます。

《こども園（教育部）》

・ 特定教育・保育施設(こども園1号認定)利用申込書兼児童台帳	園児1人につき1枚
・ 子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書	園児1人につき1枚
・ 伊豆市こども園・保育園入所申込児童の状況票	1枚に2人まで記入できます。

②継続

《在園児（保育部・保育園）》

・ 子どものための教育・保育給付認定継続申請書（現況届）兼特定教育・保育施設（継続入所）申込書	1枚に3人まで記入できます。
・ 就労の場合…就労証明書 2枚（父親1・母親1）	※保育が必要な事由によって必要な書類が異なるためP6を参照ください。

《在園児（教育部）》

・ 子どものための教育・保育給付認定（1号認定）継続申請書（現況届）

③転園

《保育部・保育園の場合》

・ 子どものための教育・保育給付認定継続申請書（現況届）兼特定教育・保育施設（転園）申込書	1枚に3人まで記入できます。
・ 就労の場合…就労証明書 2枚（父親1・母親1）	※保育が必要な事由によって必要な書類が異なるためP6を参照ください。
・ 退園届	園児1人につき1枚

《教育部の場合》

・ 特定教育・保育施設(こども園1号認定)利用申込書兼児童台帳	園児1人につき1枚
・ 退園届	園児1人につき1枚

④籍替え（こども園内で 教育 ↔ 保育）

《教育⇒保育の場合》

① 新規 保育部用の新規入園申込み一式（状況票を除く）＋ 退園届

《保育⇒教育の場合》

① 新規 教育部用の新規入園申込み一式（状況票を除く）＋ 退園届

6 利用調整（入園調整）

認可保育所等（認可保育所等の規定内で運営しているため、部屋面積や職員数に応じ受入れ制限あり）としてそれぞれ運営しているため、原則、利用定員を超えてお預かりすることはできません。そこで、利用定員を上回る申込みがあった場合には、保育が必要な事由や必要量、世帯の状況や学区等に応じて、市が優先度の高い順に入園の調整を行います。

※0歳児から2歳児までは定員が少人数であるため、すべてのお子さんの希望園への入園は難しい状況にあります。あらかじめご了承ください。

※第1希望園の定員に空きがなく、第2希望・第3希望には空きがある場合に、そちらの園に入園を希望しないお子さんは、待機児童とはカウントしません（国の定義より）。

※あゆのさと（保育部）については、修善寺南小学校区のお子さんのみの入所制限があります。（例外として、満1歳になるまでは、修善寺南小学校区以外のお子さんの新規入園が可能です。）

また、令和7年4月より「満1歳到達時の継続在園」、「あゆのさと在園児の学区外への転居」については保護者の選択により、引き続きあゆのさとの利用が可能となりました。

※求職活動で認定を受けた場合は、優先順位は低くなりますので、兄弟が既に入園している状況であっても、下の子の新規入園（保育）は難しいこともあります。

7 教育・保育給付認定制度とは？

保育園、認定こども園を利用するためには、教育・保育給付認定（1～3号）を受ける必要があります。

認定区分	対象者	利用先
1号認定	お子さんが満3歳以上で、教育部分のみを利用する子ども	認定こども園（教育部）
2号認定 ・保育標準時間認定★ ・保育短時間認定★	お子さんが満3歳以上で、就労等の「 <u>保育が必要な事由★</u> 」に該当する場合	認定こども園（保育部） 保育園
3号認定 ・保育標準時間認定★ ・保育短時間認定★	お子さんが満3歳未満で、就労等の「 <u>保育が必要な事由★</u> 」に該当する場合	認定こども園（保育部） 保育園

※各認定（☆）の保育時間はP7参照

※「保育が必要な事由」（★）はP6参照

教育・保育給付認定を受けた方に伊豆市から支給認定通知書を送付しますが、事務手続きの都合上通知に遅れが生じる場合があります。1月下旬～3月末までを目安に送付いたしますので、あらかじめご了承ください。

8 保育が必要な事由とは？（父・母）

保育園・こども園（保育部）に入園するためには、児童の保護者が以下のいずれかの事由に該当し、保育認定を受ける必要があります。認定されない場合には入園できません。

事由	必要書類
① 就労（勤務時間が保護者ひとりにつき月64時間以上）	勤めている場合：就労証明書 自営業の場合：就労証明書及び確定申告の写しや営業許可証等の <u>自営業を証明する書類</u>
② 妊娠、出産	出産・病気障害等証明書及び母子手帳の写し ※出産予定日の前4週間が属する月の初日から、出産日から8週間を経過する翌日が属する月の末日までが入所可能期間です。
③ 保護者の疾病、障がい	疾病の場合：出産・病気障害等証明書及び診断書 障がいの場合：出産・病気障害等証明書及び障がい者手帳の写し 等
④ 同居又は長期間入院等している親族の介護、看護	介護・看護状況申立書及び介護保険証の写し 等
⑤ 求職活動	就労誓約書兼退所届 ※市の規定に則り、90日間（3ヶ月間）が認定期間です。その間に就労証明書等の提出がない場合には、 <u>退園していただくことがあります。</u>
⑥ 就学	学校で就学していることが分かる書類（在学証明書、学生証の写し 等）
⑦ 育児休業取得時に、既に市内こども園・保育園を利用している子どもがいて、その園を継続して利用する必要があると市が認めた場合	育休取得期間が記載された就労証明書
⑧ 災害復旧	
⑨ 虐待やDVのおそれがあること	

※各種申請書及び就労証明書などの申請に必要な証明書等の押印について、押印義務を見直しました。

ただし、申請者自身が偽造・変造（無断作成・改変）した場合は、発行元の押印が無い場合であっても「有印私文書偽造罪」「有印私文書変造罪」「私電磁的記録不正作出罪」の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立し得ますのでご注意ください。

また、提出書類の偽造・変造（無断作成・改変）などあった場合は給付認定および利用（利用の内定を含む）を取り消す場合があります。

9 保育の必要量（標準時間認定、短時間認定）とは？ 2・3号認定のみ

「保育を必要とする事由」の認定要件や必要量に応じて、標準時間と短時間に区分され保育を受ける時間が決まります。

保育標準時間	フルタイム就労を想定（最長 11 時間）	7:00～18:00
保育短時間	短時間労働時間等（最長 8 時間）	8:00～16:00

- ・ 就労の場合、保護者ひとりにつき勤務時間が、月 120 時間未満の場合、短時間認定となり、月 120 時間以上の場合、標準時間認定となります。

※常時送迎に間に合わない就労時間かつ両親ともに月の就労時間が 100 時間を超えている場合には標準時間認定になる場合があります。

- ・ 妊娠・出産、災害復旧、虐待やDVの場合、標準時間認定が可能です。
- ・ 求職活動、育児休業取得中の継続利用の場合、原則短時間認定となります。

10 保育時間 【注意】認定時間を超えて園を利用する場合には、有料となりますのでご注意ください。

◎ 2号・3号認定（保育園・保育部）の保育時間

	7:00	8:00		16:00	18:00	18:30 (19:00)
保育標準時間	← 通常保育時間 →					時間外★
保育短時間	時間外★	← 通常保育時間 →			時間外★	時間外★

- ・ 延長保育（時間外★）（実施時間及び金額は園により異なります）
 - ・ 保育標準時間 18:00～18:30(19:00)
 - ・ 保育短時間 7:00～8:00、16:00～18:30(19:00)

◎ 1号認定（教育部）の教育時間 8:30～14:00

	7:00	8:30		14:00		18:30
教育標準時間	時間外★	← 通常教育時間 →			時間外★	

- ・ 預かり保育（時間外★）（実施時間及び金額は園により異なります）
預かり保育 7:00～8:30、14:00～18:30

◎こども園（教育部）預かり保育について

預かり保育とは、教育部の教育標準時間（8:30～14:00）を超えてお子さんを預ける保育のことをいいます。

預かり保育については、保育認定を受けられる場合、利用料が無償化の対象になります。（上限額あり）※保育認定についてはP6をご覧ください。

認定を受けるために、別途申請書の提出が必要になりますので、対象になる方は、ご相談ください。

11 保育料について（口座引き落としが原則です。）

- ① 保育料の算定は、父母の市民税の合計額に応じて決定されます。
 ※ただし、父母どちらとも市民税が非課税の世帯かつ収入 103 万円未満で（※今後改正予定あり）同居する祖父母が居る場合は、家計の主宰者と判断し、主宰者の課税額を含めて判定します。（国の指針に準じています）。
- ② 4～8 月分は令和 8 年度課税額（前年度）を基に、9～3 月分は令和 9 年度課税額（現年度）を基に算定を行います。
- ③ 原則、月の初日で入園、末日で退園になるため、日割り計算はしません。
- ④ 寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当控除、住宅借入金等特別控除は適用されません。

< 年齢別階層別保育料月額表（単位：円） >

階層区分（父母合算）			保育料	
階層	市民税		0.1.2 歳児	
	均等割額	所得割額	標準	短時間
1	生活保護世帯		0	0
2	非課税	非課税	0	0
3	課 税	非課税	7,000	5,000
4	課 税	48,600 円未満	11,700	8,500
5	課 税	57,700 円未満	18,000	13,000
6	課 税	77,101 円未満	18,000	13,000
7	課 税	97,000 円未満	18,000	13,000
8	課 税	169,000 円未満	26,700	19,400
9	課 税	301,000 円未満	36,600	26,600
10	課 税	397,000 円未満	48,000	34,900
11	課 税	397,000 円以上	62,400	45,300
※3 歳以上児の保育料は、令和元年 10 月より、幼児教育・保育の無償化により無料になりました。 ※第 1 子のみ全額負担、第 2 子以降は令和 5 年 4 月より無料になりました。 ※その他、世帯の状況により軽減措置があります。				

～保育料についての手続き～

伊豆市に住所がある場合は、伊豆市が定める保育料を納めることになります。市外の園に通う場合も伊豆市が定める保育料になりますので、ご注意ください。

※保育料の納め先は、通う園によって異なりますので注意が必要です。

- ① 市内公立園及び私立（市内、市外）保育園の場合、**伊豆市** に納めます。
- ② 私立こども園（市内、市外）の場合、**園** に直接納めます。
- ③ 市外公立園の場合、**園所在地の市町** に納めます。

12 給食費について

教育部及び3～5歳児の保育部は給食費がかかります。実費徴収のため、保護者様にご負担いただきます。

《月額》	主食費（共通）	副食費
教育部	500 円	3,100 円
保育部（3～5歳児）		4,500 円

※公立園は原則口座振替となります。私立園については各園へお問い合わせください。

※P8の階層表において、1～5階層及び、6階層の教育部・要保護世帯（ひとり親、在宅障害者のいる世帯）は副食費が免除になります。伊豆市独自の施策により、第3子以降はすべての階層で副食費が免除になります。

※副食費免除対象者には別途通知書を発行します。

※階層の決定方法は、保育料と同様です。詳細は P8の 11、保育料について①～④をご確認ください。



13 入園の流れ

①入園申込み・認定申請（書類は子育て支援課・各園・各支所にあります）

施設利用申込書及び認定申請書と必要な書類を準備し提出してください。入園申込み・認定申請は、市役所子育て支援課・各園で受付けます。

②利用調整

市が、園の定員の状況（学区等）、世帯の状況・児童の状況など保育が必要な事由を考慮し、入園の調整を行います。

※求職活動及び、育児休業中で年度途中の入園を希望の場合は、2次受付での調整となります。
（2月中旬に決定します。）

③入所内定 ※当初申込（1次受付分：1月下旬、2次受付分：2月中旬）

入園が内定した場合には、市からお知らせします。保育料については、入園日以降に別途お知らせします。

※5月以降随時申込の方は、毎月利用調整後にお知らせします。

④入園説明会 2月中旬～下旬

入園が内定した園において、入園説明会を行います。

詳細は1月下旬ごろ郵送にてお知らせします。

個別面談等も行いますので、入園予定のお子さんと一緒にご参加ください。

《各園入園説明会の日程（予定）について》 ※4月1日入園児対象

園 名	入園説明会
(1)修善寺保育園	2月 25日（木）
(2)熊坂こども園	2月 18日（木）
(3)修善寺東こども園	2月 19日（金）
(4)土肥こども園	2月 17日（水）
(5)認定こども園あゆのさと	2月 27日（土）
(6)あまぎ認定こども園	2月 19日（金）
(7)なかいず認定こども園	2月 19日（金）

※5月以降入園予定の方は、入園前月（内定後）に内定園と個別面談をしていただきます。

⑤入園

お子さんの負担を少しずつ減らしていくために、保育部は1～2週間程度の慣らし保育で時間を増やしていきます。教育部は1～2か月かけてゆっくり慣らしていきます。

14 入園後の各種届出について

①保育の時間区分（標準時間⇄短時間）または認定区分を変更する場合

勤務等により時間区分または妊娠等により認定区分を変更する場合には、新たに申請が必要です。P2に記載があるように、毎月15日まで（土・日・祝日の場合は前開庁日）に申請をすると、翌月1日から区分が変更されます。

《提出書類》

・ 子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書	園児1人につき1枚
※必要に応じて、P6の「保育が必要な事由」を確認のうえ必要書類を添付	

注意）自由に変更できるわけではありません。保育の必要量に応じて決定されます。

※勤務先や勤務状況が変わった場合

保育認定等に影響がある場合があります。勤務状況等が変わった時点で子育て支援課または在籍園へお問い合わせください。

また就労証明書の雇用期間をご確認の上、雇用期間更新時には、お手数ですが、再度ご提出をお願いします。

②子どものための教育・保育給付認定(変更)申請書に記載した内容が変わった場合

- ・ 保護者、世帯の状況が変わった場合

保育料等に影響がある場合があります。「子どものための教育・保育給付認定（変更）申請書（様式第1号）」を必ず提出してください。

- ・ 住所・連絡先が変わった場合

子どものための教育・保育給付認定内容変更届出書（様式第9号）を提出してください。

③市民税の税額が更正された場合（増額・減額）

保育料の当初算定時、伊豆市で市民税を課税されている方は課税データを照会する方法で、算定を行います。他の市町で課税されている方は、課税市町に課税情報を照会し、算定を行います。

その後、市民税が更正された（増額・減額）場合には、保育料が変更になることがありますので、必ず子育て支援課へ申し出てください。

15 施設の紹介（保育園・認定こども園）

各歳児クラスは4月1日現在の年齢区分によります。

《保育園》

名 称	住 所 電話番号	クラス	延長保育 (最終閉園)
1) [私立] 修善寺保育園	修善寺 3230-1 0558-72-1748	0～5 歳児 (0 歳児：満8ヶ月から)	18：30 まで

《認定こども園》

名 称	住 所 電話番号	クラス		延長保育 (最終閉園)
2) [公立] 熊坂こども園	熊坂 426 0558-72-1741	教育	3・4・5 歳児	18：30 まで
		保育	0～5 歳児 (0 歳児：満12ヶ月から)	
3) [公立] 修善寺東こども園	加殿 22-1 0558-72-1404	教育	3・4・5 歳児	18：30 まで
		保育	0～5 歳児 (0 歳児：満8ヶ月から)	
4) [公立] 土肥こども園	土肥 665-26 0558-98-0228	教育	3・4・5 歳児	18：30 まで
		保育	0～5 歳児 (0 歳児：満12ヶ月から)	
5) [私立] 認定こども園 あゆのさと	柏久保 1309 0558-72-1740	教育	3・4・5 歳児	19：00 まで
		保育	0～5 歳児 (0 歳児：満2ヶ月から)	
6) [私立] あまぎ認定こども園	月ヶ瀬 408-1 0558-85-2030	教育	3・4・5 歳児	18：30 まで
		保育	0～5 歳児 (0 歳児：満2ヶ月から)	
7) [私立] なかいず認定こども園	八幡 282-1 0558-75-2810	教育	3・4・5 歳児	18：30 まで
		保育	0～5 歳児 (0 歳児：満2ヶ月から)	

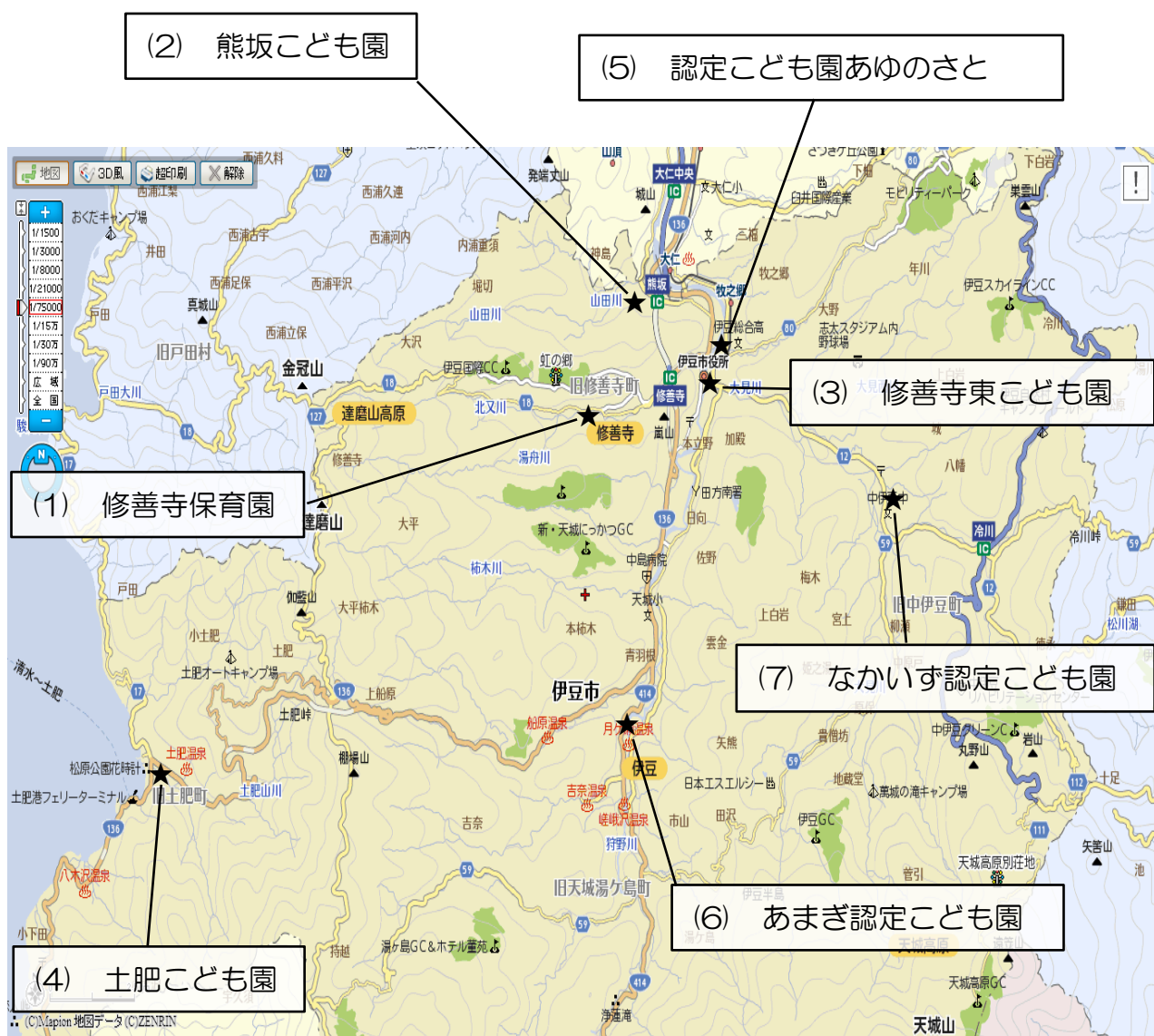
※0歳児の受入れは園ごと異なります。

※あゆのさと（保育部）については、修善寺南小学区のお子さんのみの入所制限があります。（例外として、満1歳になるまでは、修善寺南小学校区以外のお子さんの新規入園が可能です。）
また、令和7年4月より「満1歳到達時の継続在園」、「あゆのさと在園児の学区外への転居」については保護者の選択により、引き続きあゆのさとの利用が可能となりました。

各園情報について、詳しくはホームページをご覧ください。



○施設の紹介（保育園・認定こども園）マップ



〈問い合わせ先〉 伊豆市子育て支援課

電話 0558-72-9864

平日 8:30~17:15